

## 1 職員参集基準

夜間、休日等に火山災害が発生した場合には、被害の状況等の情報の収集連絡等に当たるため、職員の参集範囲について、次のように定めるものとする。

- 1 火口周辺警報が発表された場合（噴火レベル2・3） 各課長と関係職員
- 2 噴火警報が発表された場合（噴火レベル4・5） 全職員

## 2 災害対策本部の設置基準

### 災害対策本部の設置等

火山災害が発生する可能性がある場合において、次の基準により災害対策本部を設置する。

- (1) 噴火警報が発表されたとき
- (2) 火口周辺警報が発表されたときは、災害対策本部員会議を設置し、災害対策本部についての設置を検討する。
- (3) 気象庁の発表にかかわらず、村内に火山による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

### 災害対策本部の業務

- (1) 村民への情報提供と呼びかけ
- (2) 火山情報等の受伝達
- (3) 防災関係機関等との業務に係る調整連絡
- (4) 発災後における応急対策の準備
- (5) その他火山災害応急対策の実施

## 3 火山災害情報に関する対策

- (1) 県防災事務連絡システムを活用しての被害状況の収集、報告
- (2) 村の組織内の伝達
- (3) 火山情報等の住民への周知
- (4) 発災に備えた資機材、人員等の配備手配

## 4 広報内容

- (1) 火山情報等及び村内における災害危険区域及び避難対象地区への周知
- (2) 避難の勧告及び指示等
- (3) 交通規制の状況等、火山災害応急対策の内容と実施状況
- (4) その他状況に応じて事務所又は住民に周知すべき事項

## 5 広報手段

村防災行政無線及び広報車等による伝達ルートを用いて行う。

## 6 避難対策

### 避難の実施

火山災害が発生するおそれがある場合、直ちに危険地区の住民等に対し、次の内容を明示して避難の勧

告又は指示を行うものとする。

- (1) 避難対象地区
- (2) 避難経路
- (3) 避難先
- (4) 避難勧告又は指示の理由、噴火による急傾斜崩壊の危険性
- (5) その他必要な事項